

**一般社団法人 全国畜産配合飼料価格安定基金
定 款**

平成31年2月25日変更

一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金 定款

平成26年4月1日制定

平成27年6月17日変更

平成31年2月25日変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）と称する。

(事務所)

第2条 基金は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 基金は、畜産経営者が配合飼料の安定的確保を図るために行う共同購入事業を基礎として、原料価格の変動に起因する配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営者の損失を補填することにより、畜産経営者の安定を図り、もって畜産から算出される食糧等の安定供給と価格安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 配合飼料の価格補填契約及び異常補填交付金交付契約の締結、通常補填積立金の徴収及び返還、異常補填積立金の徴収並びに通常価格差補填金及び異常価格差補填金の交付に関する事業
- (2) 国等が行う畜産振興に関する事業の実施及び推進に関する事業
- (3) その他、基金の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 基金に次の会員を置く。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

2 正会員は、基金の事業に賛同して入会した個人又は団体であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 配合飼料の共同購入を行う農業協同組合連合会であって、全国の区域を地区とするもの

(2) 配合飼料の共同購入を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会であって、前号に掲げる者以外のもの

(3) 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）及び農林中央金庫

(4) その他理事会の承認を受け、加入した個人又は団体

3 賛助会員は、基金の事業に賛同し、基金の事業を賛助するため、加入した個人又は団体とする。

4 前2項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員資格の取得）

第6条 基金の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

（入会預り金）

第7条 正会員は、入会に当たり1口以上の預り金を預けなければならない。

2 預り金1口の金額は1万円とし、全額を一時に預けるものとする。

3 基金は、正会員が退会し、払戻しの請求があったときは、入会預り金を返還するものとする。ただし、退会した日から1年を経過したときは、この限りでない。

4 基金は、退会した正会員が基金に対して支払うべき債務があるときは、前項の規定による返還する額と相殺することができる。

（経費の負担）

第8条 基金の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 会員は、前項の負担する経費の支払について相殺をもって、基金に対抗することはできない。

3 既納の会費は、会員の退会の場合においても、これを返還しない。

（届出）

第9条 会員は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を基金に届け出なければならない。

(1) 正会員たる資格を失ったとき

(2) 氏名若しくは名称又は主たる事務所の所在地に変更があったとき

(3) 定款又は代表権を有する者の氏名もしくは住所に変更があったとき

（任意退会）

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の日から1週間前までに理由を付して

除名する旨の通知をし、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 基金の定款、業務方法書又は規程に違反したとき
- (2) 基金の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) 基金の業務を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名したときは、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第 12 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払い義務を 1 年以上履行しなかったとき
 - (2) 総正会員の同意があったとき
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、基金に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 基金は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及び第 4 条第 1 項第 1 号の積立金は、これを返還しない。

第 4 章 総会

(構成)

第 13 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 長期借入金の借入限度額
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、定期総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 会員につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 長期借入金の借入限度額
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人又は書面による決議)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、代理人をもって、また、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権行使することができる。

2 前項の規定により議決権行使する者は出席者とみなす。

3 第 1 項の書面は、総会の開催日の前日までに基金に到達しないときは、無効とする。

4 第 1 項の場合には、正会員又は代理人が代理権を証する書面を基金に提出しなければならない。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第22条 基金に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 基金の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 基金の監事には、基金の理事(親族その他特殊な関係がある者)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に特殊な関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、基金を代表し、その業務を執行し、副理事長は理事長を補佐し、専務理事は理事会の定めるところにより、業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、基金の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第26条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員報酬等の規程により、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第 29 条 基金は、役員の一般法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、同法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 基金は、非業務執行理事等との間で、一般法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、同法第 115 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 基金に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 基金の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 評議員会

(評議員会)

第36条 基金に評議員会を置く。

2 評議員は、25名以内とし、次の者のうちから理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(1) 会員又はその役職員

(2) 配合飼料又は畜産経営に関し学識経験を有する者

3 評議員は、理事長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

(1) 配合飼料の価格差補填に関する事項

(2) その他基金の目的を達成するために必要な事項

4 評議員は、無報酬とする。

5 評議員には、その職務を執行するため必要とする費用の支払いをすることができる。

6 この定款に規定するもののほか、評議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

第8章 業務の執行

(業務方法書)

第37条 基金は、業務方法書をもって、第4条第1項第1号に関する事業に係る事項を規定するものとする。

2 業務方法書の作成及び変更については、理事会の決議を経て行うものとする。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 基金の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する

(1) 会費

(2) 寄附金

(3) 通常補填積立金

(4) 異常補填積立金及び異常補填交付金

(5) 第4条第1項各号の事業に係る助成金及び交付金

(6) 資産から生ずる果実

(7) その他の収入

(資産の管理・運用)

第39条 基金の資産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、次に掲げる各号によるほか、理事会の決議を経て、別に定める資産管理運用規程によるものとする。

- (1) 理事会の定める金融機関への預金
- (2) 国債、地方債及び金融債の取得

(事業年度)

第40条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 基金の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(長期借入金)

第42条 基金は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会で定めた長期借入金の限度額の範囲内で、理事会の承認を経て、長期借入金の借入をすることができる。

(事業報告及び決算)

第43条 基金の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

第 10 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第 45 条 基金は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第 46 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 47 条 基金が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 48 条 基金の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置き、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が、理事会の議決を経て、別に定める。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 基金の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第 13 章 補則

(細則)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、基金の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。
- 2 基金の最初の代表理事は砂金甚太郎とし、業務執行理事は檜岡義樹とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

附 則（平成 27 年 6 月 17 日）

1 変更後の定款は、総会において議決のあった日から実施する。

附 則

1 変更後の定款は、平成 31 年 1 月末日までに開催される理事会において決定する事務所移転日（平成 31 年 2 月 25 日）をもって効力を生じるものとする。